

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○大規模小売店舗立地法による市町村等の意見.....	(地域産業課)	99
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(土地改良指導課)	99
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(土地改良指導課)	100
○土地改良区の定款及び事業計画の変更の認可.....	(土地改良指導課)	100
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	100
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定.....	(土地改良指導課)	100
○知事権限に係る保安林の指定.....	(治山課)	100
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	101
○過疎地域自立促進特別措置法による市町村道の代行工事の完了.....	(道路計画課)	103
○都市計画の変更の決定.....	(都市計画課)	104

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	104
----------------------	-----

道教育庁上川教育局告示

○一般競争入札の実施.....	105
-----------------	-----

道地方労働委員会告示

○北海道地方労働委員会あっせん員候補者.....	106
--------------------------	-----

道連合海区漁業調整委員会指示

○かじき等流し網漁業の操業.....	108
--------------------	-----

告 示

北海道告示第2021号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成15年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
留辺蘂ショッピングセンター 常呂郡留辺蘂町字旭97-1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社道東ラルズ 代表取締役 渡邊 友則 北見市卸町3丁目3番地3
株式会社ツルヤ 代表取締役 西崎 康博 函館市湯川町3丁目24番14号

- 3 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
- (2) 歩行者・自転車の通行の利便の確保等
- (3) 廃棄物の減量化及びリサイクルについての配慮
- (4) 騒音の発生に係る事項
- (5) 町並みづくり・街づくり等への配慮等

- 4 意見の縦覧

- (1) 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道網走支庁経済部商工労働光課
- (2) 縦覧期間 平成15年11月25日（火）から12月25日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。午前8時45分から午後5時15分まで）

北海道告示第2022号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、浦河町土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成15年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

就退任 の 別	就退任年月日	理 事 ・ 監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成15.10.27	理 事	尾野 一義	浦河郡浦河町字西舎115番地
同	同	同	中山 重雄	同 字姉茶30番地の2
同	同	同	高村 唯三	同 字上絵笛105番地の3
同	同	同	岡崎 明弘	同 字上向別91番地の3
同	同	同	中脇 博史	同 字東幌別83番地
同	同	同	小倉 義夫	同 字西幌別215番地
同	同	同	佐々木恵一	同 字上杵臼63番地
同	同	同	中村 勇市	同 字上杵臼140番地の1
同	同	同	熊谷 哲夫	同 字上杵臼470番地の6
同	同	同	梅田 和義	同 荻伏町561番地の1
同	同	同	中山 育雄	同 字野深364番地の74
同	同	同	日向 雄一	同 字野深364番地の10

就 任	平成15.10.27	理 事	狩野 辰夫	浦河郡浦河町字東栄360番地の2
同	同	同	高橋 英雄	同 字富里230番地の8
同	同	監 事	駒澤 利幸	同 字西幌別172番地
同	同	同	市川 正人	同 字富里17番地
同	同	同	岸本 敏春	同 字野深288番地の6
退 任	同 15.10.26	理 事	尾野 一義	同 字西舎115番地
同	同	同	村下 喜幸	同 字野深107番地の5
同	同	同	江谷 博徳	同 字上絵笛49番地
同	同	同	岡崎 明弘	同 字上向別91番地の3
同	同	同	中脇 博史	同 字東幌別83番地
同	同	同	小倉 義夫	同 字西幌別215番地
同	同	同	佐々木恵一	同 字上杵臼63番地
同	同	同	中村 勇市	同 字上杵臼140番地の1
同	同	同	熊谷 哲夫	同 字上杵臼470番地の6
同	同	同	梅田 和義	同 荻伏町561番地の1
同	同	同	野表 春雄	同 字野深373番地の1
同	同	同	狩野 辰夫	同 字東栄360番地の2
同	同	同	高橋 英雄	同 字富里230番地の8
同	同	同	中山 重雄	同 字姉茶30番地の2
同	同	監 事	林 清一	同 字野深246番地の12
同	同	同	駒澤 利幸	同 字西幌別172番地
同	同	同	市川 正人	同 字富里17番地

北海道告示第2023号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成15年11月6日、長沼土地改良区の定款の変更を認可した。

平成15年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第2024号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項及び第48条第1項の規定により、平成15年11月5日、網走川土地改良区の定款及び土地改良事業（維持管理）計画の変更を認可した。

平成15年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第2025号
道営土地改良（熊牛中地区畑地帯総合整備〔担い手育成型〕（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成15年11月26日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成15年11月25日
北海道知事 高 橋 はるみ
北海道告示第2026号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。
平成15年11月25日
北海道知事 高 橋 はるみ
ながめま農業協同組合 新 生 基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きよ） 北海道空知支庁 同 山 根 同 同
北海道告示第2027号
森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。
平成15年11月25日
北海道知事 高 橋 はるみ
1 保安林の所在場所 天塩郡遠別町字北里337・411（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、336の2、399、401、404、407、410
2 指 定 の 目 的 干害の防備
3 指 定 施 業 要 件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道留萌支

庁経済部林務課及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第2028号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成15年11月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 茅部郡砂原町字彦潤117地先・218の1地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び砂原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

2(1) 保安林予定森林の所在場所 古宇郡神恵内村大字珊内村字オブカル石56地先・228地先・559地先・617地先・619地先・字ガケノ沢163地先（以上6筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所 夕張郡栗山町字継立158の1（次の図に示す部分に限

る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字継立158の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び栗山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

4(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡南富良野町字東鹿越1の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 水源のかん養

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字東鹿越1の1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

5(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡遠別町字北里894（国有林。次の図に示す部分に限る。）、865から868まで・895・896（以上6筆国有林。）

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立 木 の 伐 採 の 方 法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び遠別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

6(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字シャクニン312地先・401地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 なだれの危険の防止

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

7(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字穂別503地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）・500の5（国有林。次の図に示す部分に限る。）・503の1・510（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）・502の1、509の1から509の6まで

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産

林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

8(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字仁世宇7の4地先・7の5地先・8の12地先（以上3筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）・7の4・7の5・8の11・8の12（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び平取町役場に備え置いて縦覧に供する。）

9(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡本別町錦町66の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び本別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

10(1) 保安林予定森林の所在場所 釧路郡釧路町大字跡永賀村字跡永賀58地先・58（以上1筆地先1筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 霧害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び釧路町役場に備え置いて縦覧に供する。) 11(1) 保安林予定森林の所在場所 川上郡標茶町字塘路原野北10線117、119、120の1、120の2、122の1、字塘路原野北11線120 (2) 指定の目的 水源のかん養 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字塘路原野北10線119 (次の図に示す部分に限る。)、120の1、120の2、122の1 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び標茶町役場に備え置いて縦覧に供する。) 12(1) 保安林予定森林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字ベッシェ536地先・653地先 (以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。) (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。 (イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。) 13(1) 保安林予定森林の所在場所 網走郡女満別町字住吉714の3 (次の図に示す部分に限る。)、699の1から699の4まで、711、712の1から	712の5まで、713の1、714の1、714の4、714の6 (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 字住吉699の1・712の2・713の1・714の1・714の3 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)、711 (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び女満別町役場に備え置いて縦覧に供する。) 14(1) 保安林予定森林の所在場所 勇払郡穂別町字豊田526の3 (次の図に示す部分に限る。) (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。) 北海道告示第2029号 過疎地域自立促進特別措置法 (平成12年法律第15号) 第14条第1項の規定による町道の工事を次のとおり完了する。 平成15年11月25日 北海道知事 高橋 はるみ 1 路線名 長沼町道長沼新道線 2 工事区間 (1) 夕張郡長沼町1594番2地先から
--	--

夕張郡長沼町54番10地先まで (2) 夕張郡長沼町3958番 1 地先から 夕張郡長沼町769番94地先まで (3) 夕張郡長沼町2980番 2 地先から 夕張郡長沼町548番 3 地先まで 3 工 事 の 種 類 改築 4 工事完了の日 平成15年11月28日 北海道告示第2030号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 1 項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。 その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成15年11月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 都市計画の種類 道路 2 都市計画を定める土地の区域 種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地 幹線街路 3・3・303号 登別温泉通 登別市登別東町 1 丁目 登別市登別温泉町 登別市中登別町 （縦覧に供する都市計画の図書のとおり）	次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成15年11月25日から12月24日まで イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南 1 条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課） (2) 入 札 日 時 平成16年 1 月 7 日（水）午前11時（送付による場合は、平成16年 1 月 6 日（火）までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
札 幌 医 科 大 学 告 示	
札幌医科大学告示第81号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成15年11月25日 札幌医科大学長 秋 野 豊 明 1 入 札 に 付 す る 事 項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 直交エレクトロスプレーイオン型質量分析装置 他 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 限 平成16年 3 月29日（月） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格	

7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 落札者の決定方法 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 9 契約書作成の要否 要 10 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札に参加しようとする者は、開札の日の前日までに札幌医科大学長から、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 (3) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (4) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 札幌医科大学事務局管財課 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目 電話番号 011 - 611 - 21111 内線 2254 (5) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨 (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等があり得る。 (7) この入札の執行は、公開する。 (8) 詳細は、入札説明書による。 11 Summary A . Nature and quantity of the products to be procured : Orthogonol electrospray ionization LC/MS/MS 1 set B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., January 7, 2004 (IF mailed, bids must arrive on later than January 6) C . Contact :	Property Supervision, Division, Sapporo Medical University Nishi 17-chome Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan Phone : 011-611-2111 Extension 2254															
道教育庁上川教育局告示																
北海道教育庁上川教育局告示第14号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成15年11月25日 北海道教育庁上川教育局長 金丸浩一 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 <table><tr><td>ア 農林業用機械器具類</td><td>豆刈機ほか</td><td>14点</td></tr><tr><td>イ 工作機械器具類</td><td>2軸NCルーターほか</td><td>3点</td></tr><tr><td>ウ 産業用機械器具類</td><td>燃料タンクほか</td><td>8点</td></tr><tr><td>エ 理化学機器・計測機器類</td><td>COD測定機器ほか</td><td>6点</td></tr><tr><td>オ 電機・通信機器類</td><td>GPSほか</td><td>3点</td></tr></table> (2) 調達を要する物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。 (3) 納入期限 平成15年3月19日（金） (4) 納入場所 北海道旭川農業高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入等の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまで定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成15年11月25日から12月11日まで イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければなら		ア 農林業用機械器具類	豆刈機ほか	14点	イ 工作機械器具類	2軸NCルーターほか	3点	ウ 産業用機械器具類	燃料タンクほか	8点	エ 理化学機器・計測機器類	COD測定機器ほか	6点	オ 電機・通信機器類	GPSほか	3点
ア 農林業用機械器具類	豆刈機ほか	14点														
イ 工作機械器具類	2軸NCルーターほか	3点														
ウ 産業用機械器具類	燃料タンクほか	8点														
エ 理化学機器・計測機器類	COD測定機器ほか	6点														
オ 電機・通信機器類	GPSほか	3点														

ない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道教育庁上川教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 北海道上川合同庁舎 3 階302会議室 (2) 入 札 日 時 ア 平成16年 1 月14日（水）午前 9 時30分 イ 同 午前10時 ウ 同 午前10時30分 エ 同 午前11時 オ 同 午前11時30分 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付すること。 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は政令第167条の 7 及び北海道財務規則（昭和 45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4 に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 8 郵便等又は電報による入札 (1) 郵便等による入札は、認める（ただし、平成16年 1 月13日必着）。 (2) 電報による入札は、認めない。 9 落札者の決定方法 財務規則第151条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 契約書作成の要否 要	11 そ の 他 (1) 開札の時ににおいて、2 に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。 (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道教育庁上川教育局企画総務課 イ 所 在 地 郵便番号 079 - 8612 北海道旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号 電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 3118 (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。 (5) この入札の執行は、公開する。 (6) 詳細は、入札説明書による。 <tr><td colspan="2" data-bbox="1145 898 2123 971">道 地 方 労 働 委 員 会 告 示</td></tr> <tr><td colspan="2" data-bbox="1145 971 2123 1451"> 北海道地方労働委員会告示第 2 号 労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条の規定に基づき、北海道地方労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。 平成15年11月25日 北海道地方労働委員会会長 熊 本 信 夫 </td></tr>	道 地 方 労 働 委 員 会 告 示		北海道地方労働委員会告示第 2 号 労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条の規定に基づき、北海道地方労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。 平成15年11月25日 北海道地方労働委員会会長 熊 本 信 夫	
道 地 方 労 働 委 員 会 告 示					
北海道地方労働委員会告示第 2 号 労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第 4 条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第 1 号）第68条の規定に基づき、北海道地方労働委員会あっせん員候補者を次のとおり公示する。 平成15年11月25日 北海道地方労働委員会会長 熊 本 信 夫					

氏 名	現 職	経 歴	委 嘱 年 月 日
くまもとのぶ を 熊 本 信 夫	北海道地方労働委員会第35期会長 北海学園大学学長	北海学園大学法学部長 北海道地方労働委員会第23～32期公益委員、第33～34期会長代理	平成14.11. 1
そ ね まさゆき 曾 根 理 之	北海道地方労働委員会第35期会長代理 弁 護 士	北海道地方労働委員会第29～34期公益委員	同
どうこうてつなり 道 幸 哲 也	北海道地方労働委員会第35期公益委員 北海道大学大学院法学研究科教授	北海道大学法学部教授 北海道地方労働委員会第25～34期公益委員	同
むらおか 村 岡 ひとみ	北海道地方労働委員会第35期公益委員 北海道武蔵女子短期大学教授	北海道武蔵女子短期大学助教授 北海道地方労働委員会第32～34期公益委員	同
はま だ やすゆき 濱 田 康 行	北海道地方労働委員会第35期公益委員 北海道大学大学院経済学研究科教授	北海道大学経済学部教授	同
ふじ た みつ お 藤 田 美津夫	北海道地方労働委員会第35期公益委員 弁 護 士	北海道弁護士会連合会理事 北海道地方労働委員会第33～34期公益委員	同
いし ぐろまさ と 石 黒 匡 人	北海道地方労働委員会第35期公益委員 小樽商科大学商学部教授	小樽商科大学商学部助教授 北海道地方労働委員会第34期公益委員	同
の ぐちみき お 野 口 幹 夫	北海道地方労働委員会第35期公益委員 弁 護 士		同
といかわこういち 樋 川 恒 一	北海道地方労働委員会第35期公益委員 弁 護 士		同
おり と りょう じ 折 戸 良 治	北海道地方労働委員会第35期労働者委員 北海道電力関連産業労働組合総連合会特別執行委員	全北海道電力労働組合執行委員長 北海道地方労働委員会第34期労働者委員	同
さ とうこういち 佐 藤 公 一	北海道地方労働委員会第35期労働者委員 サービス・ツーリズム産業労働組合連合会北海道地方連合会事務局長	日本労働組合総連合会北海道連合会石狩地域協議会事務局長 北海道地方労働委員会第32～34期労働者委員	同
お がわこういち 小 川 孝 一	北海道地方労働委員会第35期労働者委員 北海道森林関連産業労働組合連合会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会上川地域協議会会長 北海道地方労働委員会第33～34期労働者委員	同
おおふねしゅ うち 大 船 修 一	北海道地方労働委員会第35期労働者委員 日本製鋼所室蘭労働組合特別顧問	日本労働組合総連合会北海道連合会胆振地域協議会会長 北海道地方労働委員会第34期労働者委員	同
さ とうこう じ 佐 藤 公 治	北海道地方労働委員会第35期労働者委員 日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合特別執行委員	日本私鉄労働組合総連合会北海道地方労働組合執行委員長	同
せきかわかつ こ 関 川 勝 子	北海道地方労働委員会第35期労働者委員 情報産業労働組合連合会北海道協議会特別執行委員	日本労働組合総連合会北海道連合会女性委員会委員長 北海道地方労働委員会第33～34期労働者委員	同
むらかみ かおる 村 上 薫	北海道地方労働委員会第35期労働者委員 日本労働組合総連合会北海道連合会空知地域協議会事務局長	日本労働組合総連合会北海道連合会岩見沢地区協議会事務局長	同 15. 5. 9
あら の かつあき 新 野 勝 昭	北海道地方労働委員会第35期労働者委員 北海道季節労働組合札幌地区本部事務局長	全国一般労働組合全北海道中小企業労働組合連合会書記長代行 北海道地方労働委員会第33～34期労働者委員	同 14.11. 1
あき た きみお 秋 田 喜美男	北海道地方労働委員会第35期労働者委員 全日本郵政労働組合北海道地方本部執行委員長	日本労働組合総連合会北海道連合会副会長 北海道地方労働委員会第32～34期労働者委員	同

すずき たかし 鈴 木 孝	北海道地方労働委員会第35期使用者委員	北海道経営者協会理事・事務局長 北海道地方労働委員会第28～34期使用者委員	平成14.11. 1
くりはらかつのり 栗 原 勝 憲	北海道地方労働委員会第35期使用者委員 北海道経営者協会専務理事	北海道経営者協会理事・事務局長 北海道地方労働委員会第34期使用者委員	同
たかさきあい こ 高 崎 愛 子	北海道地方労働委員会第35期使用者委員 株式会社太平洋観光札幌相談役	株式会社太平洋観光札幌代表取締役社長 北海道地方労働委員会第31～34期使用者委員	同
ほう ぼ みのる 寶 保 稔	北海道地方労働委員会第35期使用者委員 合名会社総合プランニングアシスタント代表者委員	函館経営者協会幹事会代表 北海道地方労働委員会第30～34期使用者委員	同
お いえまさゆき 小 家 正 幸	北海道地方労働委員会第35期使用者委員 日通機工株式会社顧問	日本通運株式会社旭川支店長 北海道地方労働委員会第31～34期使用者委員	同
はしもとたかかず 橋 本 隆 一	北海道地方労働委員会第35期使用者委員 豊平製鋼株式会社嘱託職員	豊平製鋼株式会社取締役総務部長 北海道地方労働委員会第34期使用者委員	同
みちがみたかとし 道 上 隆 敏	北海道地方労働委員会第35期使用者委員 北海道電力株式会社人事労務部長	北海道電力株式会社小樽支店長	同 15.10.10
さ とうひで き 佐 藤 秀 紀	北海道地方労働委員会第35期使用者委員 新日本製鐵株式会社北海道支店次長	新日本製鐵株式会社エネルギーエンジニアリング事業部都市・産業エネルギー営業グループリーダー 北海道地方労働委員会第34期使用者委員	同 14.11. 1
はたやまかずゆき 畑 山 一 之	北海道地方労働委員会第35期使用者委員 王子製紙株式会社苫小牧工場業務部長	王子製紙株式会社苫小牧工場業務副部長	同 15. 8.22
の だ ふみ お 能 田 文 男	北海道地方労働委員会事務局長	北海道総合企画部地域振興室長 北海道根室支庁長	同 15. 6.13
き むらけんいち 木 村 健 一	北海道地方労働委員会事務局次長	北海道檜山支庁地域政策部長 北海道総務部北方領土対策本部副本部長	同 15. 6.13
かた い たけし 片 井 猛	北海道地方労働委員会事務局総務課長	北海道人事委員会事務局任用課参事 北海道総合企画部計画推進室参事	同 13. 4.13
おもたにたか し 表 谷 尚 史	北海道地方労働委員会事務局審査課長	北海道生活福祉部参事 北海道自治政策研修センター教授	同
おおつかまさひろ 大 塚 正 弘	北海道地方労働委員会事務局調整課長	北海道教育庁企画総務部給与課長 北海道農政部農地調整課長	同 14. 4.12
かたおかしん じ 片 岡 伸 二	北海道地方労働委員会事務局参事（個別対策）	北海道総合企画部構造改革推進室主幹 北海道農政部農地調整課主幹	同 15. 9.12
道連合海区漁業調整委員会 指 示		ことを目的とするもの）の操業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の 規定に基づき、次のとおり指示する。 平成15年11月25日 北海道連合海区漁業調整委員会会長 石 黒 勝三郎	
北海道連合海区漁業調整委員会指示第2号 北海道太平洋沖合海域における、かじき等流し網漁業（かじき、かつお及びまぐろを獲る		1 操業の承認	

かじき等流し網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに北海道連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。 2 操業区域 操業区域は、北海道太平洋沖合海域とする。ただし、排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成8年法律第74号）第1条第2項に規定する排他的経済水域以外の水域は除く。 3 承認の対象者 承認の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 前年において、かじき等流し網漁業に係る委員会の承認を受け操業した実績を有する者 (2) 委員会が特に適当と認める者 4 使用船舶の制限 使用船舶は、総トン数10トン以上の動力漁船とする。ただし、別に定める使用船舶以外の船舶は除く。 5 承認をしない場合 次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。 (1) 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合 (2) その他委員会が不適当と認めた場合 6 操業期間 操業期間は、平成16年1月1日から12月31日までとする。 7 禁止区域 次の(1)から(3)までの点を順次に結ぶ線、(4)から(7)までの点を順次に結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域のうち、北海道沖合海域においては、かじき等流し網漁業を操業してはならない。 (1) 青森県西津軽郡鰺作崎突端 (2) 北海道松前郡小島灯台 (3) 北海道松前郡白神岬突端 (4) 北海道亀田郡恵山岬突端 (5) 北海道亀田郡恵山岬突端正東10海里の点 (6) 青森県八戸市鮫角突端正東35海里の点 (7) 青森県八戸市鮫角突端 8 陸揚港の制限 陸揚港は、操業海域に面する北海道の地区内の2港以内とする。 9 制限又は条件 承認に際しては、次の制限又は条件を付ける。 (1) 暴風雨、漁船の損傷その他やむを得ない場合を除き、陸揚港以外に漁獲物を陸揚げし、	又は他の船舶に転載してはならない。 (2) 船舶に積載できる流し網の長さ（仕立て上がりの状態における浮子網の長さ）の合計は30キロメートル以内で、海中に敷設する流し網の長さの合計は12キロメートル以内であり、かつ、網目の大きさは15センチメートルを超えるものでなければならない。 (3) 2枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。 (4) 使用する漁具の両端部の浮標には、昼間は、船名、根拠地名を記入した方80センチメートル以上の黄色の布地の標識（以下「標識」という。）及びレーダー反射板（金属性のものに限る。以下同じ。）を掲げ、夜間は、白色の灯火（夜間において視界が良好な場合に少なくとも2海里離れたところから視認されるもの。以下同じ。）を追加しなければならない。使用する漁具の中間部には、おおむね3キロメートルごとに浮標を付け、その浮標に昼間は標識を、夜間は白色の灯火を掲げなければならない。この場合において、それぞれを掲げる高さは、標識については浮標の表面から2メートル以上、白色の灯火及びレーダー反射板については水面上1.5メートル以上にしなければならない。 (5) 使用する船舶には、30センチメートルの幅で船橋の周囲を帯状に黒色で塗装しなければならない。承認番号は、別に定める様式により、船橋の両側の見やすい場所に表示しなければならない。 (6) かじき等流し網漁業を操業するときは、当該船舶に承認証を備え付けておかなければならない。 (7) 操業海域に面する海区漁業調整委員会が漁業調整上必要と認める事項で、委員会が指摘した事項は、これに従わなければならない。 10 漁獲成績報告書の提出 承認を受けた者は、操業終了後30日以内に別に定めるかじき等流し網漁業漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。 11 承認の取消し 委員会は、承認を受けた者又は操業責任者が、この指示の内容又は承認漁業等の取締りに関する省令（平成6年農林水産省令第54号）の規定に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。 12 取扱要領 この指示に定めるもののほか、承認に係る事務取扱いについては、平成16年かじき等流し網漁業承認事務取扱要領の定めるところによる。 13 指示の有効期間 この指示の有効期間は、平成16年1月1日から12月31日までとする。
--	--

